

財政援助団体等監査結果 に基づく措置通知

(平成26年9月30日)

T-CAS

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた
旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成26年9月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧】

H26.9.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H15	H16.3.31	第6号	指摘	補助事業の実績確認を適正に行うべきもの	P9	創造都市推進局	土地改良課	H26.9.10
No.2				意見	財政運営の健全化への取組について	P9			

※ 告示番号 . . . 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 . . . 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 . . . 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度 対象部局等	平成15年度 産業部 土地改良課／高松市土地改良区連合会		
指 摘 又 は 意 見			
告示番号	高松市監査委員告示第6号	告示日	平成16年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月10日
指摘・意見 の項目	補助事業の実績確認を適正に行うべきもの		
内 容	<p>平成14年度高松市土地改良区連合会運営事業補助の補助事業等実績報告書には、その関係資料として収支決算書が添付されているものの、補助の対象となっていた事業の実施結果報告書など、事業内容の実績を示した書類の添付がなく、補助の効果を客観的かつ明確に把握できない事務処理となっている。</p> <p>今後、連合会の補助事業が完了した際には、高松市補助金等交付規則第8条の規定に基づき、連合会に対し、事業内容の具体的な実績を示した書類その他の実績報告書を提出させるよう指導するとともに、これらの関係書類により効果測定 of 検証を行うなど、補助事業の実績確認を適正に行われたい。</p>		
公表文該当 ページ	9ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei15/z331to.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課
措 置 結 果	補助事業の実績確認については、平成16年度から、補助事業実績報告書提出の際に事業報告書を添付するよう指導し、以後、添付書類により適正に行っている。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度 対象部局等	平成15年度 産業部 土地改良課／高松市土地改良区連合会		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第6号	告 示 日	平成16年3月31日
区 分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措 置 通 知 日 平成26年9月10日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	財政運営の健全化への取組について		
内 容	市の厳しい財政状況下、補助の必要性や妥当性により、補助金の縮小・廃止を含めた見直しが行われている中、団体によっては、市からの補助金の増額が見込めない事情や団体自体の正味財産が年々減少している現状を踏まえ、市の指導等を受けながら、収入の増額確保や支出の縮減、また、会計事務の適正化などにより、収支バランスの取れた健全な財政運営に努められたい。		
公表文該当 ページ	9ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zais ei15/z331to.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置			
所 管 課 等	創造都市推進局 土地改良課	対 象 団 体	高松市土地改良区連合会
措 置 結 果	<p>財政運営の健全化へ取り組んだ結果等は、次のとおりである。</p> <p>① 収入の増額確保について 新たに平成19年度から単独市費補助土地改良事業に係る災害復旧事業、干害応急対策事業及びため池景観整備維持管理事業を、更に平成22年度からは農道舗装事業を賦課対象に含め、会員土地改良区から徴収する特別賦課金の増額を図った。</p> <p>② 支出の縮減について 平成15年度から平成24年度（10か年）までの決算額の平均値は、5,184,144円となり、監査のあった平成14年度決算額の5,703,692円に比べ、519,548円（約9%）の、経費が縮減された。</p> <p>③ 正味財産の減少について 現在においても一般会計の財源不足分は、財政調整特別会計の積立金を取崩して賄っており、平成24年度決算において、一般会計総額に占める割合は、1.8%の110,000円であり、これは監査のあった平成14年度の2,950,000円（一般会計総額に占める割合は、31.3%）に比べ、大幅に減少しているが、収支バランスの取れた財政状況までには至っていない。このため、今後、賦課金の賦課基準の見直し等により収入額を増やすことも検討するとともに更なる経費の縮減に努めることとしている。</p> <p>④ 会計事務の適正化について 平成19年3月に当土地改良区連合会の会計細則を制定し、その細則に基づき、適正な会計の事務を行っている。</p>		